

【変更内容及び提出時期について】

変更内容		根拠法令	提出時期
施設に関する変更	名称、種類及び所在地	児童福祉法施行規則第36条の36第3項	変更後1か月以内
	建物の規模及び構造並びに図面	児童福祉法施行規則第36条の36第4項	あらかじめ
	施設長	児童福祉法施行規則第36条の36第4項	あらかじめ
	運営規程、園則 (実施曜日・実施時間や給食の提供等 に関する軽微な変更等)	児童福祉法施行規則第36条の36第4項	あらかじめ
	認可定員の増減	児童福祉法施行規則第36条の36第4項	あらかじめ
法人等に関する変更	経営責任者(法人代表者等)	児童福祉法施行規則第36条の36第4項	あらかじめ
	定款、寄附行為及びその他の規約	児童福祉法施行規則第36条の36第3項	変更後1か月以内

※区分変更(余裕活用型から一般型への変更等)する場合は、事前協議を行ってください。

※その他変更する内容によって、事前協議が必要な場合があります。

※記載された内容以外の内容が変更になる場合、また、ご不明な点がある場合は担当課へお問い合わせください。